

前橋市役所市庁舎コンビニエンスストア運営事業 に係る公募型プロポーザル実施要領

この要領は、前橋市（以下「市」という。）が、前橋市役所市庁舎にコンビニエンスストア（以下「コンビニ」という。）を設置するにあたり、運営事業者を決定する方法として公募型プロポーザル方式を採用するため、その内容について必要な事項を定めるものです。

1 募集の趣旨・目的

市の行政財産を有効活用し、市民の利便性の向上や職員の福利厚生の実現を図るため、市庁舎内にコンビニを設置します。

2 事業の内容

- (1) 事業名 前橋市役所市庁舎コンビニエンスストア運営事業
- (2) 業務内容 【3 設置の概要】のうち、市が指定する設置場所において、コンビニの運営に必要な設備、内装等の工事を完了し、当該コンビニの運営及び維持管理を行うものとします。

3 設置の概要

- (1) 所在地 前橋市大手町二丁目12番1号
- (2) 設置場所 前橋市役所市庁舎 地下1階の一部（別紙平面図のとおり）
- (3) 面積 90.00㎡
※店舗以外の部分を使用する場合、協議の上で決定します。
- (4) 契約方法 地方自治法第238条の4第7項の規定に基づき、行政財産目的外使用許可申請書を提出いただき、出店するものとします。
※店舗の賃貸借契約ではありません。
- (5) 出店期間 令和7年7月1日から令和17年3月31日まで
※¹出店に必要な施設改修・準備等の期間を含みます。
※²期間経過後は、更新手続きを行うことが可能です。
※³(4)の手続きは、毎年度必要となります。
- (6) 営業日 原則として、前橋市の休日を定める条例（平成元年条例第14号）に規定する市の休日以外の日とします（参考：令和6年度開庁日数243日）。その他、市との協議により決定した日とします。
- (7) 営業時間 原則として、8時から19時まで営業するものとします。ただし、協議の上で変更できるものとします。
- (8) 使用料 前橋市行政財産使用料条例に基づき算出（参考：令和6年度992,930円）し、年額を一括で納入していただきます。なお、市長が認めるときは、分割での納付や減額・免除ができます。
※初年度については、年度途中から使用するため月割の使用料となります。
- (9) 光熱水費 実費相当分を年2回に分けて徴収します。ただし、市長が必要と認めるときは、減額・免除ができます。

(10) 支払方法 使用料及び光熱水費について、市の発行する納入通知書により、市が指定する期日までに納入していただきます。

(11) 経費の負担区分

区分		市	運営事業者
従業員人件費			○
仕入費用			○
ユニフォーム等のクリーニング代			○
光熱水費（電気、ガス、水道）			○
設備 （空調・電気機器、水道等市庁舎本体に付随するもの）	保守	○※	
	修繕	○※	
	更新	○※	
設置備品等（什器含む営業に要するもの）			○
清掃 （害虫・ねずみの防除を含む）	日常		○
	特別		○
ごみ処理費			○
電話料金（加入権・工事費含む）			○
インターネット料金（プロバイダー等）			○
各種保険料			○
営業許可に係る費用			○

※優先交渉権者との交渉により決定します

(12) 設備等条件

建築・設備既存仕様及び運営条件一覧（P11、別表１）のとおりです。

(13) 禁止事項

- ア 運営事業者は、使用許可物件をコンビニ営業以外の用途に供してはいけません。
- イ 運営事業者は、使用許可に基づく権利の全部または一部を第三者に譲渡し、転貸しすることはできません。

(14) 原状回復及び返還

運営事業者は、使用許可期間が満了したときまたは契約解除に至ったときは、自らの負担により使用許可物件を運営開始前の状態に回復させ、また市が指定する期日までに返還しなければならないものとします。

ただし、市が原状回復の必要がないと認めた場合には、この限りではありません。

また、運営事業者が期日までに原状回復の義務を履行しないときは、市が原状回復の処置を行い、その費用を運営事業者に請求することができます。この場合において、運営事業者は異議を申し立てることはできません。

(15) 損害賠償

運営事業者がコンビニを運営するにあたり、市または第三者に損害を与えたときは、市の瑕疵によるものを除き、全て運営事業者の責任でその損害を賠償しなければならないものとします。

(16) 遅延損害金

市からの請求に基づく使用料や光熱水費をその支払期限までに支払わないときは、その翌日から支払の日までの日数に応じ、当該金額につき、前橋市税外収入金の督促及び滞納処分等に関する条例で定める割合に準じて計算した延滞金を支払わなければならないものとします。

4 運営に関する諸条件

(1) 運営方法

コンビニの運営は、原則としてコンビニ運営会社(チェーン本部)の直営とします。

ただし、コンビニ運営会社の一切の責任の基に、フランチャイズ契約に基づき、フランチャイズ加盟店に運営を任せることも可能とします。

その場合、加盟店の名称その他市が必要とする情報が記載されたフランチャイズ契約書等の書類を市との契約締結後に提出するものとします。

(2) 販売品目

ア 必須品目

飲食物(弁当、おにぎり、パン、乳飲料、お茶等)、菓子、切手・葉書類、日用雑貨

イ 禁止品目

アルコール類(ノンアルコール類を含む)、果物ナイフやハサミなどの刃物類、その他市が不適切と認めた品目

ウ タバコ類の販売

タバコ類(電子タバコ、加熱式タバコ、喫煙関連商品を含む)を販売する場合、たばこ事業法(昭和59年法律第68号)第22条に定める手続きを行い、財務大臣(又は管轄区域を所管する財務局)の許可を得るものとします。

なお、市役所敷地内は全面禁煙となっているため、灰皿の設置はできません。

(3) 導入希望サービス

ア 公共料金収納及び宅配便取扱いサービス

イ コピー機及びFAX

ウ ATM

エ プリペイド式の非接触型ICカードシステムの導入又はそれに準じた電子マネー決済サービス

オ 市との間で伝票払いによる支払い

カ 収入印紙、群馬県証紙の取り扱い

キ 市が取り組んでいる事業への協力及び市の企画事業による記念品(Tシャツやバッジ等)の委託販売

※委託販売の手数料については、担当課との協議により決定します

(4) 従業員配置

コンビニ内の従業員配置については、営業が円滑かつ安全に遂行されるように留意し、適正な人員配置を行うこととします。

また、従業員の利用する駐車場は、運営事業者の責任において確保することとする。

(5) 市庁舎管理

ア 受変電設備の点検による全館停電やその他市庁舎の設備管理上行う工事等が発生した際は、市と調整の上、対応してください。なお、その場合、市はそれに伴う補償及び補填は行いません。また、室外機その他の設備をコンビニ外に設置する必要がある場合には、別途市と協議するものとします。なお、この場合、コンビニ部分とは別に使用料を市に納めるものとします。

イ コンビニ外への看板の設置については、別途市と協議し、景観及び市役所の機能を妨げない範囲において、認めるものとします。なお、この場合、コンビニ部分とは別に使用料を市に納めるものとします。

ウ コンビニ内の衛生管理については、運営事業者が責任をもって行うものとします。

エ コンビニ内の防犯対策は、運営事業者が行うものとします。

オ 臭いを発する可能性がある機器の設置については、万全の対策を講じたうえで事前に市の承諾を得ることとします。

カ 庁舎の維持管理にかかる点検や修繕の際には協力することとします。

(6) 商品の搬入・廃棄物の搬出

ア 商品の搬入及び廃棄物の搬出は、市庁舎西側通用口又は地下1階荷捌き室を使用し、市と協議の上、搬入出を行うものとします。

なお、夜間及び休日の搬入について、原則西側通用口とし、入館受付をしたうえで入庁してください。

イ 運営事業者の負担により、コンビニで販売する商品及び包装等から発生する全ての廃棄物の回収に必要な容量のごみ箱を設置するものとします。なお、ごみ箱をコンビニ外に設置する場合は、別途市と協議し、景観及び市役所の機能を妨げない範囲において、認めるものとし、その場合、コンビニ部分とは別に使用料を市に納めるものとします。

(7) 定期報告

ア 運営事業者は、使用物件に係る収支状況を含む事業報告書を毎年度半期ごとに取りまとめ、当該半期の最終月の翌月末日までに提出するものとします。

イ クレームや事故については、発生後速やかに報告してください。

ウ 上記事項のほか、市から収支等の報告を求められた場合は、運営事業者はその求めに応じることとします。

(8) 疑義の取扱い

本要領に記載のない事項について、疑義が生じた時は、その都度、市と事業者が協

議の上、決定するものとします。

4 スケジュール（予定）

プロポーザル実施要領の公表	令和7年4月16日（水）
現地調査会	令和7年4月23日（水） 13：30～
質疑書の受付期限	令和7年4月16日（水）～令和7年5月9日（金）
質疑書に対する回答	令和7年5月15日（木）
提出書類受付期限	令和7年5月23日（金） 必着
選定審査委員会	令和7年6月9日（月） 13：30～
審査結果通知書の発送	令和7年6月中旬
出店手続き等	令和7年7月上旬 ※出店者決定後、営業開始までの事前協議は随時行う。
店舗設営・営業開始	令和7年9月1日（月）

5 応募資格

次に掲げる条件をすべて満たし、業務を安定的・円滑に実施できることとします。

- (1) (一社) 日本フランチャイズチェーン協会に加入しているコンビニ運営会社（チェーン本部）であること（個人事業者は応募できないものとする）。また、前橋市内に本社若しくは本店又は本市との契約に当たり委任先として登録している支社若しくは支店（営業所を含む。）を置くものであること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号の規定による本市の入札参加制限を受けていない者であること。
- (4) 前橋市暴力団排除条例（平成23年前橋市条例第38号）に規定する暴力団員等（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号の規定に該当する者を除く。）でないこと。
- (5) 運営事業者決定の日までの期間に、前橋市物品の製造等業者指名停止措置要綱第2条又は前橋市建設工事等暴力団排除対策措置要綱第2条の規定による指名停止の措置要件に該当する行為を行っていない者であること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（会社更生法第199条第1項の規定による更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の規定による再生計画の認可がされている者を除く。）でないこと。

6 現地調査会

次のとおり現地調査会を開催しますので、応募を予定している事業者で現地調査を希望する場合は事前に申し込みの上、参加してください。

※現地調査会に出席しなくても応募は可能です。

日 時 令和7年4月23日（水） 午後1時30分から

場 所 前橋市大手町二丁目12番1号 前橋市役所 地下1階 売店跡地
申込み 4月18日(金)までに、「14 提出先・問い合わせ先」まで電話、FAX、
又はメールにて参加希望人数をお知らせください。

7 質問受付及び回答

質問受付期間 令和7年4月16日(水)～令和7年5月9日(金)まで
質問様式 別紙質問書様式
提出方法 FAX又はメールで提出してください。
提出先 「14 提出先・問い合わせ先」に記載
回答方法 5月15日(木)までに(質問のあった事業者にもメールで回答するとともに、)質問者名を伏せて前橋市ホームページに掲載します

8 応募の手続き等

「5 応募資格」をすべて満たすもので本プロポーザルに応募するものは、次のとおり応募申請書及び企画提案書を提出してください。

なお、使用言語は日本語、通貨は日本国通貨とし、単位は計量法に定めるものとします。

(1) 応募申込書について

- ① 受付期間 令和7年4月16日(水)から令和7年5月23日(金)
午後5時まで(必着)
- ② 提出方法 持参又は郵送(一般書留・簡易書留)による
- ③ 提出書類 以下の書類について、正本1部・副本(社名及び代表者名を記載しないもの)7部を提出してください。
 - ・応募申請書 別紙様式1
 - ・事業概要書 別紙様式2
 - ・出店計画書 別紙様式3
 - ・企画書1 別紙様式4
 - ・企画書2 別紙様式5
 - ・誓約書 別紙様式6

【添付書類】※副本7部については写しで可とします。

 - ・登記事項証明書(現在事項証明又は履歴事項証明書)
 - ・定款(最新のもの)
 - ・納税証明書または完納証明書等、未納がないことを証明するもの
(①国税、②本店所在地における都道府県税及び③市町村税、支店等が応募する場合は、本店所在地及び支店等所在地の都道府県税及び市町村税)
 - ・企業概要(会社パンフレット等)
 - ・経営状況を示す資料(損益計算書、貸借対照表、販売費および一般管理費内訳書、株式資本等変動計算書)(過去3か年分)

※提出書類一覧の他に、審査、選考上、市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求める場合があります。

(2) 提出書類の取り扱い

① 記載内容の変更等の禁止

提出された書類は、これを書き換え、差し替え、又は撤回することはできません。

② 提出書類の返却

提出された書類はお返しできませんのでご了承ください。

③ 費用について

応募に要する一切の費用は、申請者の負担とします。

④ 公表について

選定に係る公表等を行う場合に、応募書類の内容の全部又は一部を使用する場合があります。

⑤ 秘密の保持について

市が提供する資料は、応募にかかわる検討以外の目的で使用することを禁じます。また、この検討の目的の範囲内であっても、市の了承を得ることなく第三者に対して、これを使用させること、又は内容を提示することを禁じます。

(3) 提案の辞退

応募申請書の提出後に提案を辞退する場合は、令和7年5月30日（金）必着で別紙辞退届様式を提出してください。

9 審査

提出された書類及び企画提案に関するプレゼンテーション・ヒアリングを実施し、その結果最も優れた企画提案を提出した事業者を、コンビニエンスストア出店の優先交渉者として決定し、交渉を行います。

(1) 選定審査委員会の実施

① 実施日及び場所

令和7年6月9日（月） ※詳細な時間は個別に通知します。

前橋市役所（前橋市大手町二丁目12番1号）3階31会議室

② 審査項目

区分	提案項目	内容
1 運営体制	① 官公庁の実績	これまでの他の官公庁での運営実績を示してください。
	② 防犯・防災等の安全管理	店舗の防犯及び防災等の安全管理についての対策を示してください。
	③ 食品衛生及び品質管理等の対応策	事故防止の体制及び事故発生時の対応策について示してください。
	④ 従業員の配置計画、教育・訓練等	従業員の配置計画及び従業員に対する教育・訓練等を示してください。
	⑤ クレーム、要望等への対応	クレーム・要望等に対応するマニュアル等の対応方法を示してください。
	① 商品の種類及びその	商品の種類及び品目、提供を予定しているサービス等を

2 サービス その他	他のサービス等	示してください。
	② 市役所業務や市民サービスに必要な項目の取り扱いの可否	4 運営に関する諸条件(3)に示している項目について、すでに取り扱っている、または今後取り扱うことができるかどうか、示してください。
	③ 廃棄物の回収及び処理方法	廃棄物の回収及び処理方法、廃棄物の減量化推進のための工夫等を示してください。
	④ レイアウト及びイメージ図	コンビニのレイアウトが分かる平面図及びコンビニの外観やコンビニ内がイメージできる図等を示してください。
	⑤ その他アピール事項	出店に際し、アピールできる事項や特徴のある事項を示してください。
3 使用料・ 光熱水費	減免希望の有無	使用料・光熱水費それぞれについて、減免希望についての有無と、希望する場合の減免割合(最大100%)を示してください。

③ プレゼンテーション・ヒアリング

(ア) 所要時間

1 提案者あたり30分以内とします。

(準備5分、説明10分、質疑応答10分、片付け5分)

(イ) 実施方法

対面方式とします。なお、当日ご用意いただく資料については、応募時にご提出いただいた企画書の内容に変更の無い範囲で、別途ご用意いただくことは問題ありません。

(ウ) その他

- ・パソコン等の必要機材は応募者が用意するものとします。
ただし、プロジェクター、モニターは市で用意があります。
- ・出席者の人数は3名以内とします。
- ・他の応募者のプレゼンテーションを傍聴することはできません。
- ・時間に遅れた場合又はプレゼンテーションを実施しなかった場合は、審査の対象としません。
- ・選定審査委員会は非公開とします。

(2) 審査体制

選定に当たっては、前橋市役所市庁舎コンビニエンスストア運営事業者選定審査委員会(以下「委員会」という。)で審査を行い、委員会の評価の結果・意見を踏まえて、優先交渉者を選定します。

(3) 選定基準

- ① 市の事業趣旨及び目的に沿った運営や事業の連携が図られるか。
- ② 事業の運営を安定的に行うことができる能力を有し、意欲があるか。

なお、次に該当する応募は失格とします。

- ・ 応募要件を欠くもの
- ・ 提出書類に虚偽の記載があったもの
- ・ 提出書類等の提出期間を過ぎて提出したもの
- ・ 複数の申請を行い又は複数の企画書を提出したもの
- ・ その他選定に係る不正行為があったもの

(4) 優先交渉者の決定方法

- ① 提出された企画書等を審査し、最も優れている応募者を（又は、総合得点が最も高い者を）優先交渉者として選定します。
- ② 優先交渉者となることのできる最低基準をあらかじめ定めるものとし、それ以上の点数を得た応募者の中から選定します。
- ③ 応募者が1者であっても、本プロポーザルは成立するものとしますが、審査の結果、最低基準点以上の点数を得られなかった場合は、優先交渉者として選定しないものとします。

(5) 選定結果の通知及び公表

選定結果は、すべての応募者に文書により通知するとともに、優先交渉者について前橋市ホームページにおいて公表します。時期は、令和7年6月下旬以降を予定しています。なお、審査結果の理由等については回答しません。

(6) その他留意事項

- ① 応募団体に関する実地調査
委員会が必要と認める場合は、応募者が運営する事業等の実地調査を行うことがあります。
- ② 選定審査委員との接触
応募者及びその関係者が、審査に関して委員会の委員と接触することを禁じます。接触の事実が認められた場合は失格となることがあります。

10 出店者の決定

- (1) 優先交渉者の決定後は、企画提案内容によりそのまま開業できるものではなく、前橋市と協議し進めるものとします。
- (2) 優先交渉者が出店の合意に至らなかった場合、次点者と交渉する場合があります。

11 特記事項

- (1) 出店者は、市と必要な協議をしながら営業開始に向けた準備を行うものとします。
なお、監督庁への申請及び届出、その他コンビニ営業に関して必要な一切の手続きは、出店者の責任において行うものとします。
- (2) 出店のための詳細な取り決めについては、必要な場合は市と出店者の間で覚書を交わすことがあります。

12 その他

- (1) 提出書類の著作権は、応募者に帰属します。ただし、市が本件に関する報告、公表のために必要であると認めた場合は、提案者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で使用するものとします。

(2) 提出書類は、前橋市情報公開条例（平成9年条例第45号）の規定に基づき開示請求されたときは、開示することにより当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れのあるものを除き、開示の対象とします。

13 別添資料等

- (1) 提出書類一覧
- (2) 応募申請書、事業概要書、企画書及び誓約書等一式（別紙様式1～6）
- (3) 前橋市役所市庁舎コンビニエンスストア運営事業者選定審査委員会設置要綱
- (4) 質問票（別紙様式7）
- (5) 辞退届（別紙様式8）

14 提出先・問い合わせ先

〒371-8601

群馬県前橋市大手町二丁目12-1

前橋市 財務部 資産経営課 庁舎管理係
担当 狩野、舟久保

電話番号 027-898-6652

FAX 027-243-6144

Email: shisankeiei@city.maebashi.gunma.jp

別表 1

建築・設備既存仕様及び運営条件一覧

項目		既存仕様	出店条件	経費負担
建築	床	コンクリート金鋺押え ゴムタイル 厚さ 3mm	・必要な改修を運営事業者において行い、維持管理すること。 ・非耐力壁である仮間仕切壁を設ける場合、建築基準法 7 条第 2 号に適合させること。	運営事業者
	壁	珪酸カルシウム板継目 処理工法 厚さ 12mm		
	天井	成型岩綿吸音板 (天井高 2,500mm)		
機械設備	給水設備	手洗い器として飲用水 (13A) あり (1 台)。	・必要な改修を運営事業者において行い、維持管理すること。 ・設備設置の際は、最寄の配管からの分岐・接続とし、検針用のメーターを取り付けること。 ・裸火・ガスは使用不可とし、熱源は電気のみとする。 ・店舗外のフロアに臭気に伴う場合は、店舗内に電源を含め、換気設備を設置すること。	運営事業者
	給油設備	なし		
	排水設備	手洗い器として排水管 (40A) あり (1 台)。		
	ガス設備	なし		
	空調設備	中央熱源方式による全体空調		
	換気設備	空調で換気を行っている		
電気設備	動力電源	なし	・必要な設備を運営事業者において設置し、維持管理すること。	運営事業者 ※ コンビニ外の電灯電源については市側で負担
	電灯電源	100V20A×4回路		
	電話設備	内線 有 外線 無し		
	消防設備	火災報知設備用感知器、 スプリンクラー		
	放送設備	庁内放送用スピーカー		
	通信設備	無し		

項目	出店条件	経費負担
その他	・運営にあたっては、建築基準法及び消防法等関連法令を遵守すること。 ・既存物に損害を与えた場合は、原状回復すること。 ・運営条件等に疑義が生じた場合は、運営事業者と市で協議すること。	運営事業者

参考)

(1) 市庁舎における空調設備の稼働状況

区 分	運転期間		運転時間	設定温度
冷 房	6/1～10/31	前橋市の休日を定める条例（平成元年条例第14号）に規定する市の休日以外の日	（月）6時から18時まで （火）～（金） 6時30分から18時まで	26℃
暖 房	12/1～3/31		（月）6時から17時まで （火）～（金） 7時30分から17時まで	24℃

(2) 想定人数

①職員

市庁舎職員数 約1,200人

市庁舎勤務外部職員（委託業者等）約40人

議会庁舎職員数 約120人

②来庁者

来庁者数（想定）1日当たり約2,000人

(3) 売店実績

令和6年7月、8月、9月分売上実績 別添のとおり

(4) 前橋市役所市庁舎における他店舗等の入居状況（令和7年4月現在）

階数		店舗の種類	座席数・台数・面積
市庁舎	地下1階	有人証明写真コーナー	1台
		金融機関（A T M）	1台
	1階	自動販売機（飲料）	6台
		金融機関（窓口及びA T M）	A T M 4台
		屋外宅配便ロッカー	1台
	1 2階	自動販売機（飲料）	3台
議会庁舎	1階	自動販売機（飲料）	1台
	2階	自動販売機（飲料）	1台
	3階	自動販売機（飲料）	1台